

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 建物の登録免許税と改正

Q: 建物の登記を行う予定ですが、平成9年度の税制改正では登録免許税の改正もあったと聞きました。どのような改正内容でしょうか。

A: 平成9年度の登録免許税の改正は、主に不動産の登記に係る登録免許税の負担緩和が図られました。

### 【解説】

建物に関する登録免許税については、固定資産税評価額×税率で計算します。

個人住宅の登録免許税については、平成9年3月31日までとなっていた一定要件を満たす住宅についての税率軽減の適用期間が2年間延長され平成11年3月31日までとなったほか、平成9年4月1日からは税率の軽減幅が次のように拡大されました。

所有権の保存登記	0.3%→0.15%
所有権の移転登記	0.6%→0.3%
住宅取得資金の 抵当権設定登記	0.2%→0.1%

これらの特例を適用できる住宅は、新築住宅の場合、①自分が居住するための家屋であること、②家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上240㎡以下であること、③家屋の新築後（取得後）1年以内の登記であることといった条件があります。

また、中古住宅の場合には、上記①～③の条件のほか、家屋の取得の日以前15年以内（マンション等の耐火建築物については20年以内）に建築されたものであることが必要です。

